令和７年度葉山海水浴場ルール

葉山海水浴場の運営等に関する協議会

第１章　総則

（目的）

第１条　この葉山海水浴場ルールは、葉山海水浴場のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図るとともに、誰もが快適で安全な海水浴場とすることを目的とする。

第２章　海の家のルール

（営業時間等）

第２条　６時から 22 時までの範囲で、海水浴場組合（以下「組合」という。）毎に設定すること。但し６時から９時までの間は積極的な営業、勧誘は行わない。

２　ラストオーダーは、営業終了時間の 30 分より前に設定する。

３　海の家は営業終了時間の 30 分前には店舗利用者に営業終了時間を周知するとともに、営業終了時間には全ての店舗利用者を帰し、速やかに閉店する。

４　営業終了時間時点で店をよしずで囲うなどした上で、店内で行うのは、清掃、仕込み、業務に必要なミーティング等最低限の業務とし、閉店であることが外部から明確にできるようにする。

（営業形態）

第３条　公共財産たる国有海浜地の用途及び地域のにぎわいの創出・観光振興等の目的を踏まえ、安全・安心で快適な海岸の維持のため、地域の住民の平穏な生活環境を乱すことや、海水浴場利用者に威圧感や警戒感を抱かせるダンスステージ、ダンススペースを設け、音響機械等により大音量でダンスミュージックを海の家の内外に流し、利用者にダンスに興ずることを容認するような営業形態は行わない。

（イベント）

第４条　イベント（海の家において有料無料を問わず集客を目的として行う会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、ライブコンサート、フラダンス、キッズダンス発表会等の催しをいう。以下同じ。）の目的は海水浴場の魅力を高めるものに限る。そのため、過度な演出、開催回数、時間については、周辺環境を考慮し運営上必要最低限にとどめる。

２　音楽イベント（イベントのうち音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス、キッズダンス発表会等で、飲食提供に附帯して行われるものを含む。以下同じ。）は、21 時以降行わない。

３　組合長は音楽イベントを実施する予定のある海の家の組合員から騒音対策、風紀対策等を記載した「音楽イベント実施計画書」及び「海の家の店内配置図」等の書類の提出を求め、書類を取りまとめた上で、令和７年６月 20 日までに町に提出する。

４　令和７年６月 20 日時点で予定されていなかった音楽イベントの実施予定が生じた場合、実施日の３日

前までに町に申し出ると共に、指示を仰ぐこととする。
5　同条第１項に掲げるイベントにかかわらず、おおむね 30 名の参加者が予定されるものについては、組合長を通じて、実施日時、参加予定人数、実施内容を実施日の３日前までに町に報告する。

（騒音）
第 5 条　組合毎に、砂浜にいる海水浴場利用者や近隣の人家等の周辺環境に配慮した騒音対策を行う。

（風紀対策）
第 6 条　従業員は入れ墨その他これに類する外観を有するものを露出しない。
2　飲酒者へは遊泳しないよう注意を促す。
3　酒類・たばこを販売する際に購入者が 20 歳未満の者と思料するときは、身分証明書等により年齢を確認する。
4　泥酔者への酒類の提供は行わない他、飲酒に伴うトラブルを防止するための対策を、組合毎にとる。

（苦情等の対応）
第 7 条　組合毎に、苦情対応窓口及び苦情対応体制を整備する。
2　組合は、地域住民等から受けた要望及び苦情について、記録簿を作成し関係行政機関から要請があれば、これを提出する。

（ルール違反者への対応）
第 8 条　当該海水浴場ルールに違反したものについて、組合毎に実情に応じた罰則規定を設ける。

（美化活動）
第 9 条　組合は、海の家の営業に伴い発生するゴミについて、当日の回収を徹底するとともに、回収後は散乱しないように、防鳥ネットで覆う等、管理を徹底する。また、ごみ収集業者と契約を結び適切な処理を行う。
2　海水浴場利用者へゴミの持ち帰りについて伝えたうえ、持ち帰りが困難と思われる利用者に対しては、ゴミの有償回収のアナウンスを行う。
3　台風等により大量のゴミが発生した場合は、町と協議のうえ迅速かつ適正に処理する。
4　組合は、「はやまクリーンプログラム」の趣旨に則り、プラスチック製品の使用削減に努める。

（適切な排水等の処理）
第 10 条　海の家が排水を処理するために設置する浸透枡は、公衆衛生確保のため、最大使用量を処理できる構造及び容量とする。

（災害時の対応）
第 11 条　海の家毎に、地震等の災害発生に備え、「葉山町津波ハザードマップ」や「海水浴場津波避難マップ」を海の家利用者の認識しやすい箇所に掲示し、台風等の荒天時に備え、安全対策に万全を期すとともに、海の家に係る廃棄物が発生した場合には、放置せず、迅速かつ適正に処理することを徹底し、その処理に係る具体的方法を事前に定めておく。

（反社会的勢力の排除の徹底）

第 12 条　組合及び現地営業責任者は、海の家の運営にあたり、暴力団などの反社会的な勢力（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止する。

（迷惑駐車、違法駐車及び砂浜への車両の乗り入れ）

第 13 条　歩行者や緊急車両の通行の妨げとなる通路等への駐車をしない。

２　海水浴場開設時間内は海水浴場内に車両を乗り入れない。また、開設時間外であっても、荷物の積み下ろし時等必要最低限とすることとし、乗り入れる車両には店名を明記したカード等を表示する。

（水上オートバイ）

第 14 条　水上オートバイを使用する場合は、別図に掲げる徐行エリア及び係留禁止エリアを遵守しなければならない。

２　水上オートバイを砂浜に保管する場合は、海の家の占用許可区域内に置かなければならない。ただし、海水浴場利用者の安全が確保できる場合は、短時間の休憩等に限り占用許可区域外に仮置きできるものとする。

３　水上オートバイの移動にけん引車等を利用する場合は、操作中に十分な視界を確保するとともに、海水浴場利用者等との安全を確保できる距離を保ち、最徐行でけん引しなければならない。

（占用許可区域以外の土地利用）

第 15 条　海の家の運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから海の家の外に出すようにし、また、椅子・テーブル、自動販売機、看板、ロープその他工作物について一般の利用を妨げることのないよう徹底する。

（原状回復）

第 16 条　占有許可の期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切のものを全面撤去し、原状回復を徹底する。特に釘については、地中に残置がないか確認を徹底する。

２　建築に伴う砂浜の整地等を行った場合には、許可権者からの指示に従い、原状回復等を行う。

３　占有期間後に撤去漏れが発見された場合は、直ちに撤去を行う。

（海の家の建築　撤去時の注意）

第 17 条　海の家の建築・撤去工事中は海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板の設置等の適切な対応を行う。

（関係法令の遵守）

第 18 条　占用許可や営業許可等のほか、消防法その他の関係法令の遵守を徹底する。

第３章　海水浴場利用者のルール

（車両の乗り入れ禁止）

第 19 条　海水浴場利用者は、海水浴場内に車両を乗り入れてはならない。

（飲酒制限）

第 20 条　海水浴場利用者は、飲酒により他の利用者に迷惑をかけることがないよう節度を保たなければならない。

2　海水浴場区域内の別紙で定める範囲（ファミリーエリア）は飲酒禁止区域とする。

（刺青・タトゥーの露出制限）

第 21 条　海水浴場利用者は、他の利用者を畏怖させるような刺青・タトゥーの露出は控えなければならない。

（海岸美化の徹底）

第 22 条　海水浴場利用者は、海水浴場でのゴミの散乱を防止するため、自ら生じさせたゴミを持ち帰り、又は町が配置している有償回収所を利用すること等により、自らの責任において適正に処分しなければならない。

（粗暴な言動の禁止）

第 23 条　海水浴場利用者は、粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになる行為を行ってはならない。

（音響機器等の使用制限）

第 24 条　海水浴場利用者は、音響機器を使用して、大音量で音声を流すことをしてはならない。

（火気の使用制限）

第 25 条　海水浴場利用者は、海水浴場内において、火気の使用を伴う次に掲げる行為をしてはならない。

（1）焚き火

（2）テントサウナの使用

（3）海の家以外でのバーベキュー又はカセットコンロ等の調理器具の使用

（水上オートバイ）

第 26 条　水上オートバイ利用者は、別図に掲げる徐行エリア及び係留禁止エリアを遵守しなければならない。

（安全対策等）

第 27 条　海水浴場利用者は、他の利用者の安全や海水浴場の快適な利用に支障を及ぼすと海水浴場開設者、監視員又は警備員が判断した場合は、その指示に従わなければならない。

2　海水浴場利用者は、他の利用者の安全性とプライバシー保護のため、海水浴場開設者の許可なくドローンの飛行を行ってはならない。

3　海水浴場利用者は、大型テント（タープ）等の設置により、監視業務に支障を来たすと監視員が判断し

た場合は、その指示に従わなければならない。

4　海水浴場利用者は、海の家の前面を通路として保持するため、他の利用者が安全かつ快適に通行できるよう協力しなければならない。

（テント等を使用した宿泊制限）

第 28 条　海水浴場利用者は、海水浴場内において、テント、その他簡易な宿泊のできる用具を用いる野営をしてはならない。

第4章　協議会

（パトロールの実施等）

第 29 条　葉山海水浴場の運営等に関する協議会（以下「協議会」という。）は、ルール遵守の状況等を確認するためのパトロール実施計画を策定し、パトロールを実施する。

（是正指導等）

第 30 条　協議会は、前条に規定するパトロール等により、海の家におけるルールの違反が確認された場合には、組合の代表を通じて、当該海の家の事業者に対して是正指導を行う。

2　海水浴場利用者のルール違反が確認された場合には、当該利用者に対して、ルールの趣旨、目的を説明の上、協力を依頼する。

（他自治体等との連携）

第 31 条　協議会は、海水浴場におけるマナーアップの県内統一のキャンペーンについて、積極的に参加し、その周知を図る。

2　協議会は、マナーアップの取組みに関し必要な情報を近隣の海水浴場運営にかかる協議会や市町村に提供するとともに、近隣の海水浴場におけるトラブル等が最小限になるよう連携を図る。

附則

このルールは、令和 7 年 3 月 25 日から施行する。